

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 4 条の規定による基礎調査業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格の変更

長崎県告示第 257 号

長崎県が発注する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 4 条の規定による基礎調査業務について、平成 28 年 4 月 1 日以降に入札公告又は入札執行通知をするものから、工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る請負契約として取り扱うことに変更するため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 4 条の規定による基礎調査業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成 22 年長崎県告示第 713 号）は、廃止する。

平成 28 年 3 月 18 日

長崎県知事 中村 法道

1 入札参加資格

長崎県が発注する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 4 条の規定による基礎調査業務について、平成 28 年 4 月 1 日以降に入札公告又は入札執行通知をするものから、工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争に参加しようとする者に必要な資格等（昭和 53 年長崎県告示第 975 号）第 2 により入札参加資格者名簿の土木関係建設コンサルタント業務「河川、砂防及び海岸・海洋部門」を名簿に登載している者をもって有資格者とする。

2 経過措置

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 4 条の規定による基礎調査業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成 22 年長崎県告示第 713 号）に基づく資格審査を受け、入札参加資格者名簿に登載されている者については、廃止に伴う経過措置として、その有効期限内は有効とする。